

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
6SNE1SZ00020		6SK11A10020 0001					
品名 または 件名							
16tフォークリフト賃貸借 ほか3件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	UN						
納地または工事場所				引渡場所			
各地				各地			
搬入場所				納期または工期			
各地				令和8年6月21日(日)～令和8年6月30日(火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年6月10日(水)10時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和8年6月15日(月)14時30分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「貸借契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和8年6月9日(火)17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161
FAX 0952-52-3748
mail : fin-wadep@inet.gsdf.mod.go.jp
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第2契約班 担当 屋地 (内線2319)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
フォークリフト賃貸借 (16 t以上、23 t以上)	1	
	作 成	令和8年5月11日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	西部方面後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面後方支援隊において使用するフォークリフトの賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001ADによる。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001AD 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 賃貸借に関する要求

賃貸借品に関する要求は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

2.1 一般的要求事項

賃貸借するフォークリフトは、製造者の保守などの基準に基づき正常に使用できるものとする。

2.2 保守体制

フォークリフトの通常使用において、不具合が発生した場合は直ちに交換する。

なお、交換にかかるすべての費用は、契約相手方の負担とする。

2.3 品名及び規格等

品名、規格等は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 搬入・搬出

搬入及び搬出は、契約相手方が行う。

2.5 借用・返納場所

借用及び返納場所は、調達要領指定書によって指定し、細部は官側との調整による。

2.6 借用・返納日時

借用及び返納日時は、官側との調整による。

2.7 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3 その他の指示

3.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行う。

b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地などの規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

3.2 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、必要な措置を講じて、安全管理を徹底する。

3.3 燃料

賃貸借品の燃料については、納品時は契約相手側負担とし、荷役器材使用間及び返納時も相手側負担とする。

使用量は、16 tフォークリフト：280L、23 tフォークリフト：350Lとする。

3.4 保険

賃貸借品の保険は、自賠責保険及び賠償責任保険を契約相手方が加入する。

3.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001ADの8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	調達要領指定書番号	1
	調 達 要 求 番 号	6SK11A10020
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年5月 / 4 日
	作 成 部 隊	西部方面後方支援隊
	作 成 年 月 日	令和8年5月11日

品 名	フォークリフト貸貸借
-----	------------

仕 様 書 番 号	1
-----------	---

指定事項：

1. 品名, 規格等

品名, 規格	数量 (台)	使用地域 (納品先)・返納場所
16tフォークリフト 「20ftコンテナの運搬に使用する ため、フォークリフトの爪がコンテナの フォークポケットに適合し得るもの」	1	瀬戸内分屯地 住所:鹿児島県大島郡瀬戸内町節子
23tフォークリフト 「20ftコンテナの運搬に使用する ため、フォークリフトの爪がコンテナの フォークポケットに適合し得るもの」	1	瀬戸内分屯地 住所:鹿児島県大島郡瀬戸内町節子

2. 借用期間

令和8年6月22日 (月) ~ 令和8年6月30日 (火)

3. 使用地域 (納品先)・返納場所

細部は現地調整による

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
23tフォークリフト賃貸借以上 (23t以上)	2	
	作 成	令和8年5月11日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	西部方面後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面後方支援隊において使用するフォークリフトの賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001ADによる。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001AD 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 賃貸借に関する要求

賃貸借品に関する要求は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

2.1 一般的要求事項

賃貸借するフォークリフトは、製造者の保守などの基準に基づき正常に使用できるものとする。

2.2 保守体制

フォークリフトの通常使用において、不具合が発生した場合は直ちに交換する。

なお、交換にかかるすべての費用は、契約相手方の負担とする。

2.3 品名及び規格等

品名、規格等は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 搬入・搬出

搬入及び搬出は、契約相手方が行う。

2.5 借用・返納場所

借用及び返納場所は、調達要領指定書によって指定し、細部は官側との調整による。

2.6 借用・返納日時

借用及び返納日時は、官側との調整による。

2.7 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3 その他の指示

3.1 保全

保全は、次による。

a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行う。

b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路など）は、当該駐屯地などの規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

3.2 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、必要な措置を講じて、安全管理を徹底する。

3.3 燃料

賃貸借品の燃料については、納品時は契約相手側負担とし、荷役器材使用間及び返納時も相手側負担とする。

使用量は、23tフォークリフト：350Lとする。

3.4 保険

賃貸借品の保険は、自賠責保険及び賠償責任保険を契約相手方が加入する。

3.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001ADの8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	調達要領指定書番号	2
	調 達 要 求 番 号	6SK11A10021
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年5月15日
	作 成 部 隊	西部方面後方支援隊
	作 成 年 月 日	令和8年5月11日
品 名	23tフォークリフト賃貸借	
仕 様 書 番 号	2	

指定事項：

1. 品名, 規格等

品名, 規格	数量 (台)	使用地域 (納品先)・返納場所
23tフォークリフト 「20ftコンテナの運搬に使用する ため, フォークリフトの爪がコンテナ のフォークポケットに適合し得る もの」	1	奄美駐屯地 住所：鹿児島県奄美市名瀬大字大 熊266-49

2. 使用期間

令和8年6月22日(月)～令和8年6月30日(火)

3. 使用地域 (納品先)・返納場所

細部は現地調整による

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
23tフォークリフト賃貸借 (23t以上)	3	
	作 成	令和8年5月11日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	西部方面後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、西部方面後方支援隊において使用するフォークリフトの賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001ADによる。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001AD 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 賃貸借に関する要求

賃貸借品に関する要求は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

2.1 一般的要求事項

賃貸借するフォークリフトは、製造者の保守などの基準に基づき正常に使用できるものとする。

2.2 保守体制

フォークリフトの通常使用において、不具合が発生した場合は直ちに交換する。

なお、交換にかかるすべての費用は、契約相手方の負担とする。

2.3 品名及び規格等

品名、規格等は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 搬入・搬出

搬入及び搬出は、契約相手方が行う。

2.5 借用・返納場所

借用及び返納場所は、調達要領指定書によって指定し、細部は官側との調整による。

2.6 借用・返納日時

借用及び返納日時は、官側との調整による。

2.7 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3 その他の指示

3.1 保全

保全は、次による。

a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行う。

b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地などの規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

3.2 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、必要な措置を講じて、安全管理を徹底する。

3.3 燃料

賃貸借品の燃料については、納品時は契約相手側負担とし、荷役器材使用間及び返納時も相手側負担とする。

使用量は、23 tフォークリフト：350 Lとする。

3.4 保険

賃貸借品の保険は、自賠責保険及び賠償責任保険を契約相手方が加入する。

3.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001ADの8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	調達要領指定書番号	3
	調 達 要 求 番 号	6SK11A10022
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年5月15日
	作 成 部 隊	西部方面後方支援隊
	作 成 年 月 日	令和8年5月11日

品 名	23tフォークリフト賃貸借
-----	---------------

仕 様 書 番 号	3
-----------	---

指定事項：

1. 品名, 規格等

品名, 規格	数量 (台)	使用地域 (納品先)・返納場所
23tフォークリフト 「20ftコンテナの運搬に使用する ため、フォークリフトの爪がコンテナの フォークポケットに適合し得るもの」	1	名瀬観光バス 住所：鹿児島県奄美市名瀬長浜 町5-2

2. 借用期間

令和8年6月21日(日)～令和8年6月29日(月)

3. 使用地域 (納品先)・返納場所

細部は現地調整による